

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	とちぎけんなすしおぼらし	ふりがな	なすしおぼらしにしなすの・おおぬきちく
計画主体名	栃木県那須塩原市	活性化計画名	那須塩原市西那須野・大貫地区
計画期間 事業実施期間	平成28年度～令和2年度 平成28～30年度及び令和2年度	総事業費（交付金）	211,447千円（95,119千円）
活性化計画目標	交流促進による地域活性化	事業活用活性化計画目標	農観連携・グリーンツーリズムの促進

計画主体 確認の日付	令和2年 2月25日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適		本事業は地域のグリーンツーリズムの促進を目標として、直売所の整備を行う。生産者と消費者の交流拠点となることや、地域農産物の新たな受け入れによる地域活性化を目的としているため法及び基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	適		農観連携・グリーンツーリズムの促進を目標とし、「地域産物の販売額の増加」・「交流人口の増加」を評価指標として定めているが、生産者と消費者の交流拠点、地域農産物の新たな受け入れによる地域活性化を目的として直売所を整備するものであるため事業として妥当である。

	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	適		活性化計画の目標が、拠点施設の核となる農産物直売所の整備を行い、①本地区の農産物の受け皿を確保することにより、農業経営の安定化による就農者増や、高齢生産者の継続営農による遊休農地の発生防止、②生産者と消費者との交流機会の増加を図ることにより地域の活性化を目指すものであり、事業活用活性化計画目標の「農観連携・グリーンツーリズムの促進」と整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	適		改善計画期間中の活性化計画ではない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適		本事業は、那須塩原市総合計画基本施策、那須塩原農業振興地域整備計画書、 那須塩原市地球温暖化対策実行計画 と調和が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適		計画区域内の直売所出荷者へ要望調査を行った結果をもとに本計画を策定している。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適		本調査には多くの女性農業者を含み、その意見を取り入れたものとなっている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	適		計画区域には「ふるさとにしなす産直会」が設立されており、会の役員・会員を中心とした担当部門を設置しているため、事業の推進体制は確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適		生産者と消費者の交流拠点、地域農産物の新たな受け入れによる地域活性化を目的とし、直売所の整備を行うものであり整合性を確保している。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	適		計画期間5年、 実施期間4年 であり、基本方針及び実施要綱に定められた期間内であり、適切である。

1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	—		該当なし
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適		交付額算定交付率 1/2 である 交付金要望額 95,119 千円は、交付限度額（全体事業費 211,446.500 千円×交付額算定交付率 1/2）の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	適		活性化区域面積の 2,150ha 中、農林地面積は 1,774ha（平成 28 年 1 月 1 日課税情報による）で区域面積の 83%を占めている。また、地区の就業人口 4,743 人に対し、農業従事者は 383 人（平成 22 年度国勢調査による）と 8.0%を占めており、農林業が重要な産業となっている。 一方で農業就業人口における 65 歳以上の割合は 50%を占め、地域の活力低下が懸念されており、直売所の整備により現状を改善しなければならない地域である。 このことから活性化区域の設定は適切である。

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適		実施中又は既に完了した施設でない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	適		最新の耐震基準等に基づき構造設計を行っており施工管理においては施工管理者を配置するなど、関係法令は遵守する。
	実施要領別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁	—		該当なし

	<p>村体験施設のうち滞在施設、㉑の教養文化・知識習得施設、㉒の地域資源活用起業支援施設及び㉓の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	—		該当なし
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	—		該当なし
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか</p>	適		<p>整備する直売所は、鉄筋コンクリート造であり、店舗用として耐用年数 39 年である。</p> <p>また、店舗用の太陽光発電設備の耐用年数は 17 年である。</p>
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p>	適		<p>農山漁村振興交付金費用対効果算定要領に基づき算定しており、適切である。</p>
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか</p>	適		<p>費用対効果分析による算定結果は、1.82 である。</p>
2-6	<p>事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか</p>	適		<p>事業内容は「受入機能強化施設」に該当し、事業実施主体は地元農業者からなる団体である。</p> <p>本事業により整備する直売所は、地元農産物の受け皿となるだけでなく、当該施設を拠点とした各種体験事業等を展開することにより都市農村交流を図られることで、地元の活性化を図る施設で</p>

				あるため要件等を満たす。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適		施設整備の事業主体はふるさとにしなす産直会であり、事業完了後の施設管理も行うため、目的外使用の恐れはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適		現在、ふるさとにしなす産直会で管理する直売所へ訪れる購買客は地域住民に加え、都市部からの来客もみられる。新規事業として各種体験事業による都市農村交流を行うことにより、更なる都市部の交流人口の増加が見込める。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適		近隣の類似施設として道の駅アグリパル塩原があるが、生産者の出荷等の競合はしない。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適		主な利用対象者である、ふるさとにしなす産直会会員は本施設の整備により年間を通してより安定的な地元農産物の販売が可能となる。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適		施設規模は地域生産者の要望調査結果より算出するとともに、生産者からの利便性のある土地を選定した。 また、既存農村レストランと連携した交流事業が期待できる配置としている。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	適		直売所では那須塩原ブランド商品の販売も行う。 また、販売計画には、新規事業の出荷先までの移手段のない高齢生産者の農産物集荷事業による販売額を反映している。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適		運営を行う事業主体の「ふるさとにしなす産直会」の役員は非常勤を除くとほぼ女性である。また、女性を中心に雇用を予定している。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	適		建築物については、前述の要望調査より販売施設等の必要面積を

				算出している。太陽光発電設備については、高い費用対効果が得られるよう配置するとともに、年間電力量に見合った規模で算出している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適		施設規模は必要最低限とし、事前に十分な設計及び工法について協議を行うことによりコスト低減に努める。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適		駐車場及び外構設備が該当。来客数予想から駐車台数を算出し必要な面積としている。 太陽光発電設備は、地域資源活用総合交流促進施設の附帯する設備として整備するため適正である。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適		冷蔵設備等は全て固定設置する業務専用であり、汎用性の高いものは対象としていない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適		本施設は幹線道路沿いで、高速 IC から近く観光地への経由地として都市部からの集客も見込める。 生産者からの利便性のある土地を選定し、規模は生産者の要望調査より算出した。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適		地権者からの了解を得て借地契約を行い、施設を整備した。太陽光発電設備については、施設の屋上へ整備するため、新たな用地の確保を必要としていない。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		該当なし。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218	—		該当なし

	号農林水産事務次官依命通知) 別記1のIIのII-1の第2の4の (2) 事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか			
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か (既存施設は除く)	—		延べ床面積は 916.27 m ² である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)	—		延べ床面積m ² 当たり 20.7 万円である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	適		市内直売所と連携したソバの販売や、イベントにおいて人員協力を受ける予定。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	適		地域の販売拠点となることにより、生産者の販売力強化が見込める。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	適		正月を除き年中無休で運営予定。雇用人数は計画期間終了時には10名を予定している。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	適		地元産の米や野菜を利用した弁当等の開発に寄与する施設であり、運営役員や従業員には一定数以上の女性参画を想定している。
2-16	事業実施主体の負担 (起債、制度資金の活用等を含む) について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適		建設準備金を積み立てており、その資金を中心とした資金調達計画が策定済みである。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適		市の入札基準に準じて競争入札を計画している。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か (施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適		ふるさとにします産直会が施設運営管理規程を定め、施設の維持・管理を行い、運営委員が管理状況を定期的に点検する。

				維持管理はふるさとにしない産直会が行い、売上から維持費と建設更新積み立て費を賄う計画となっている。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適		栃木県認定の経営指導資格を有するものから経営診断を受け適正なものとなっている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		該当なし。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	適		申請予定はない
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	適		本事業は計画区域内の農産物の受け入れ先を整備して、都市住民の誘客と交流を促進するものであり、生産振興を主たる目的とする施設でない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	適		本事業は計画区域内の農産物の受け入れ先の整備、及び、地域交流拠点を整備するものであり、他の施策において交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—		該当なし。

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。